

# 65歳以上の方の 介護保険料のお知らせ

平成24年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における市町村民税の課税状況等によって7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

## ■特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成24年度の市町村民税の課税状況が確定していないため、平成23年度2月と同額を天引きするようになります。（6月以降、保険料が変更になる場合もあります。）

## ■普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成24年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成23年度市町村民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成24年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

■4月2日以降に65歳になる方  
介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6ヵ月後からとなります。

## \*口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函してください。

## \*介護保険料の減免があります

火災などの特別な事情により、保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免等の制度があります。

また、保険料段階が特例第3段階および第3段階の方を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。市の介護保険窓口か佐賀中部広域連合で申請してください。

## ◎問い合わせ先

佐賀中部広域連合 業務課  
40-1135  
神埼市役所 高齢障がい課  
37-0111

## ■平成24年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額（24年度から変更になりました）

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。または、世帯全員の市町村民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額 ×0.5	月額 2,635円 (年額31,620円)
第2段階	世帯全員の市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	月額 2,635円 (年額31,620円)
特例第3段階	世帯全員の市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円以下の方	基準額 ×0.66	月額 3,478円 (年額41,736円)
第3段階	世帯全員の市町村民税が非課税で上記以外の方	基準額 ×0.75	月額 3,953円 (年額47,436円)
特例第4段階	本人の市町村民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方 (世帯に課税者がいる場合)	基準額 ×0.91	月額 4,796円 (年額57,552円)
第4段階	本人の市町村民税が非課税の方で上記以外の方 (世帯に課税者がいる場合)	基準額	月額 5,270円 (年額63,240円)
第5段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.16	月額 6,113円 (年額73,356円)
第6段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	月額 6,588円 (年額79,056円)
第7段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.5	月額 7,905円 (年額94,860円)
第8段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.75	月額 9,223円 (年額110,676円)
第9段階	本人に市町村民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×2.0	月額 10,540円 (年額126,480円)

**任意整理・過払金返還請求!**

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・  
消費者金融等の借金を完済した方は

**西九州総合法律事務所**  
佐賀県弁護士会所属  
弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

**相談無料**

秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ!

取り戻した過払い金の中から20~25%をいただくのみです。  
詳しくはお電話、またはブログをご覧ください。  
<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>

西九州総合法律事務所

至有田 35 ●ミストストップ ●庄屋 ●ホームセンター ユートク ●至野野

至佐賀 34 ●武雄市役所 ●至佐賀

要電話予約

☎0954-27-8056

受付/（月～金）9:00～12:00 13:00～18:00  
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

楽しく体を動かそう！

# 神崎市チャレンジデー

2012年のチャレンジデーは  
**5月30日**  
(水)

## ★チャレンジデーとは？

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に人口規模がほぼ等しい自治体間で、午前0時から午後9時までの間に15分以上継続して運動やスポーツ等の身体活動を行った率「参加率 (%)」を競い合い、**敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに1週間掲揚する**というユニークなルールによって行われる『まちの威信と名誉』をかけた、住民参加型のスポーツイベントです。

皆さんで参加しましょう！

## ★いつでも、どこでも、誰でも楽しく参加できます！

チャレンジデーは、5月30日(水)の午前0時から午後9時までの間であればいつでも！神崎市内であればどこでも！年齢や性別を問わず誰でも！参加できます。

当日開催されるイベントに参加するのもOK！家族、職場、地域ぐるみで運動を行うのもOK！個人で運動をしてもOKです。その日に神崎市内にいる人であれば、だれでも参加できます。

ちょっとした工夫で平日でも運動を行うことができることを実感し、今後、運動を習慣づけるきっかけづくりにもなります。

皆さん一人ひとりが主役です！心と体の健康づくりのため、そして、皆さんの手で神崎市を勝利に導いてください。

## 神崎市

VS

うなんし  
雲南市  
(島根県)



◎問い合わせ先

神崎市チャレンジデー実行委員会 (神崎市教育委員会 社会教育課) ☎44-2731

## ■平成24年4月分から

国民年金保険料が引き下げられます

【保険料】平成23年度…月額15,020円

⇒平成24年度…月額14,980円

国民年金保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる「納付案内書」などによって、毎月の保険料を翌月の末日までに金融機関(ゆうちょ銀行を含む)または、コンビニエンスストアで納めてください。

## ■便利でお得な口座振替も利用できます

当月分保険料を当月末に引き落とす口座振替を希望された場合、月々50円が割引されます(早割制度)。また、6ヶ月、1年前納を希望された場合、現金納付よりも割引額が大変お得となっています。

## 納めて安心！国民年金

～国民年金保険料と納付方法～

## ■大変お得な前納制度

国民年金保険料は、翌年3月分までの期間または定められた月数について前納すると、保険料の割引があります。

【平成24年度保険料1年分を前納した場合】

(毎月払い) 14,980円×12ヶ月=179,760円

(前納納付書で1年分を納付) 176,570円

3,190円の割引！

平成20年3月からクレジットカードによる支払いもできるようになっています。詳しくは、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

日本年金機構佐賀年金事務所 ☎31-4194

神崎市役所 市民課 ☎37-0115

有料広告

有料広告

# 家づくり

新築フルオーダーの家。  
想いを形にしませんか？

安心・快適な

# リフォーム

水廻り・水・漆喰のお部屋  
・健康な生活に。

地域密着で頑張っています！アフターメンテナンスもお任せ下さい！お見積り無料。お気軽にどうぞ♪



(株)アレスホーム

TEL (0952)52-7777

★目立つところに貼ってご活用ください。

◎問い合わせ先 神埼市役所 保健環境課（神埼町保健センター） ☎51-1234

7月				8月				9月			
日	曜日	地区	イベント	日	曜日	地区	イベント	日	曜日	地区	イベント
1	日			1	水			1	土		
2	月		健康相談（要予約）	2	木			2	日	千	住民総合健診(歯科健診有)
3	火			3	金			3	月	千	住民総合健診
4	水			4	土			4	火	千	住民総合健診
5	木			5	日			5	水	千	住民総合健診
6	金			6	月		健康相談（要予約）	6	木	千	住民総合健診
7	土			7	火			7	金	千	住民総合健診
8	日			8	水			8	土		
9	月		健康相談（要予約）	9	木			9	日		
10	火			10	金			10	月		健康相談（要予約）
11	水			11	土			11	火	神	住民総合健診
12	木			12	日			12	水	神	住民総合健診
13	金			13	月		健康相談（要予約）	13	木	神	住民総合健診
14	土			14	火			14	金	神	住民総合健診
15	日			15	水			15	土		
16	月		海の日	16	木			16	日		
17	火			17	金			17	月		敬老の日
18	水			18	土			18	火	神	住民総合健診
19	木			19	日			19	水	神	住民総合健診・夜間健診
20	金			20	月		健康相談（要予約）	20	木	神	住民総合健診
21	土			21	火			21	金	神	住民総合健診
22	日			22	水			22	土		秋分の日
23	月		健康相談（要予約）	23	木			23	日	神	住民総合健診(歯科健診有)
24	火			24	金	脊	住民総合健診	24	月	神	住民総合健診
25	水			25	土	脊	住民総合健診(歯科健診有)	25	火		
26	木			26	日			26	水	脊	結果説明会
27	金			27	月		健康相談（要予約）	27	木		
28	土			28	火			28	金		
29	日			29	水			29	土		
30	月		健康相談（要予約）	30	木			30	日		
31	火			31	金	千	住民総合健診				

★住民総合健診

健診項目：各種がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・前立腺がん）、肝炎ウイルス検査、若年健診、歯とお口の健診（土・日のみ）、神埼市国保特定健診、後期高齢者健診

◆詳細については、全戸配布の「各種健診世帯別基礎調査票」同封チラシをご参照ください。

※基礎調査票にて、健診のお申し込みをいただいた方には、8月中旬頃に健診の案内通知と受診票等を送付します。

4月				5月				6月			
日	曜日	地区	イベント	日	曜日	地区	イベント	日	曜日	地区	イベント
1	日			1	火			1	金	神	乳がん・骨粗鬆症検診(要予約)
2	月		健康相談 (要予約)	2	水			2	土	神	乳がん検診 (要予約)
3	火			3	木		憲法記念日	3	日		
4	水			4	金		みどりの日	4	月		健康相談 (要予約)
5	木			5	土		こどもの日	5	火		
6	金			6	日			6	水		
7	土			7	月		健康相談 (要予約)	7	木		
8	日			8	火			8	金		
9	月		健康相談 (要予約)	9	水			9	土		
10	火			10	木			10	日		
11	水			11	金			11	月		健康相談 (要予約)
12	木			12	土			12	火		
13	金			13	日			13	水		
14	土			14	月		健康相談 (要予約)	14	木		
15	日			15	火			15	金		
16	月		健康相談 (要予約)	16	水			16	土	脊	乳がん検診 (要予約)
17	火			17	木			17	日		
18	水			18	金			18	月		健康相談 (要予約)
19	木			19	土			19	火		
20	金			20	日			20	水		
21	土			21	月		健康相談 (要予約)	21	木		
22	日	千	乳がん検診 (要予約)	22	火			22	金		
23	月	千	乳がん検診 (要予約)	23	水			23	土		
24	火	千	乳がん・骨粗鬆症検診(要予約)	24	木			24	日		
25	水	神	乳がん検診 (要予約)	25	金			25	月		健康相談 (要予約)
26	木	神	乳がん検診 (要予約)	26	土			26	火		
27	金	神	乳がん検診 (要予約)	27	日			27	水		
28	土			28	月	千	乳がん検診 (要予約)	28	木		
29	日		昭和の日	29	火		乳がん検診 (要予約)	29	金		
30	月		振替休日	30	水	神	乳がん検診 (要予約)	30	土		
				31	木		乳がん検診 (要予約)				

★健康相談 (要予約)

受付時間：9時～11時

場 所：応相談

※場所の相談や資料の準備等がありますので、

事前にお電話にてご連絡ください。

◆電話相談は随時受け付けています。

★乳がん・骨粗鬆症検診(電話予約が必要です！)

【検査内容】

乳がん検診：視触診・マンモグラフィ

骨粗鬆症検診：腕の骨量測定

◆詳細については、30ページのお知らせおよび全戸配布の「各種健診世帯別基礎調査票」同封チラシをご参照ください。

## 火曜日は 午後7時まで窓口延長

神崎市庁舎(本庁)では、毎週火曜日(祝祭日除く)は、午後7時まで窓口業務を行っています。

### ●取り扱う業務

- ・住民異動届
- ・(転入・転出・転居など)
- ・住民票の写しの発行
- ・戸籍謄本・抄本の発行
- ・戸籍の附票の写しの発行
- ・身元(公)証明書の写しの発行
- ・印鑑登録・印鑑登録証明書の発行

※印鑑登録証明書の発行は、必ず印鑑登録証(カード)を持参してください。

・外国人登録原票記載事項証明書の発行

- ・パスポート申請・交付
- ・国民健康保険関係

資格取得(転入・社保離脱・出生等)、資格喪失(転出・社保加入・死亡等)、子ども医療費、乳幼児・就学前・小学生医療費助成、葬祭費助成各申請受付

・後期高齢者医療関係  
75歳到達、転入、転出、死亡での資格喪失、葬祭費各申請受付

時間外の戸籍受付ができます

神崎市役所、千代田支所、脊振支所では、時間外に戸籍の戸籍届出(婚姻・出生・死亡など)の受領を行っています。  
※平日の時間外、土・日・祝日・年末年始などにご利用いただけます。

### 印鑑登録証の切替えを行います

旧町村(神崎町・千代田町・脊振村)発行の印鑑登録証を「神崎市印鑑登録証」へ切替えを行っています。

手続きの際には、「旧町村発行の印鑑登録証」と新登録証受取用の「認印」をご持参ください。  
※各支所の総合窓口課でも切替えを行っています。



▲神崎市印鑑登録証

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課  
☎ 37-0116

## 「固定資産課税台帳」の縦覧・閲覧ができます

固定資産税は、市民税と並び市の財政を支える基幹的な税として重要な役割を果たしています。

固定資産の評価額が適正かどうかを確認できる制度として固定資産課税台帳の縦覧・閲覧の制度があります。



●必要なもの  
・印鑑  
・本人確認ができる公的身分証明書(運転免許証など)  
※代理人の場合  
委任状および代理人の公的身分証明書(運転免許証など)  
分証明書(運転免許証など)  
※借地借家人等の場合  
賃貸契約書など(有償の賃貸借で対象となる土地・建物が明確なもの)

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 税務課  
☎ 37-0114

#### 【縦覧】

自己の資産と他の固定資産の評価額を比較することで評価額が適正かどうかを確認することができます。

#### ○縦覧できる方

神崎市内に土地・家屋を所有している固定資産税の納税者

#### ○縦覧期間

5月31日(木)まで

○場所 神崎市役所 税務課  
(土曜・日曜・祝日を除く)

#### 【閲覧】

自己所有の固定資産税の基礎となる価格などが登録されている「固定資産課税台帳(名寄帳)」の内容を確認することができます。

#### ○閲覧できる方

固定資産の所有者(納税義務者)、借地借家人等

#### ○閲覧期間

通年

(土曜・日曜・祝日を除く)

#### ○場所

神崎市役所 税務課  
千代田支所 総合窓口課  
脊振支所 総合窓口課

## 司法書士 福田事務所

相続・売買・贈与などの登記 商業・法人登記  
その他、お気軽にご相談ください。

## 司法書士 福田良嗣

神崎市神崎町本堀3187番地3

☎ 0952-53-5105  
FAX 0952-53-2713



## たたみ ふすま 障子

和紙表、カラー表、へりなし畳できます!

見本を持って伺います。見積は無料です。  
たくさん見本(畳表・襖紙)の中から選んでください。

## 納富商店

神崎市神崎町田道ヶ里2354-10(駅通り)

☎ 0120-53-2883



## ご存知ですか？就学援助制度

神崎市では、市内在住で小中学校に通うお子さんの学用品費や給食費の支払いに経済的な理由でお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助する制度を設けています。

### ●対象

生活状態が、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している家庭

### ●申込方法

教育委員会または市内小中学校に備え付けの「就学援助申請書」に必要事項を記入して、初めて申請する場合は教育委員会へ、現在受給中の場合は学校に提出してください。

### ●申請期限 随時受け付け

※4月からの援助を希望される場合は、4月27日（金）まで。

### ◎申込・問い合わせ先

神崎市教育委員会 学校教育総務課 ☎44-2296

## 下水道等の使用料を市に納入している方へ

市では、下水道、農業集落排水、浄化槽の使用料について、住民基本台帳の人数で徴収しています。

長期入院されている方、学生などで、住民基本台帳に生活実態のない方がおられる世帯では、減免申請ができます。

※減免は申請月からになります。

◎申請・問い合わせ先 神崎市役所 下水道課 ☎37-0105

## 不妊治療助成事業のお知らせ

神崎市では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、平成24年度も引き続き、治療に要する費用の一部を助成します。

治療をお考えの方は、ご相談ください。詳しくご説明します。

**平成24年2月1日から3月31日までの治療終了分の助成は、4月27日（金）まで申請を受け付けます。早めの申請をお願いします。**

◎申請・問い合わせ先 神崎市役所 保健環境課 ☎51-1234

## 賃貸アパート退去時のトラブルにご注意！

就職や進学、転勤などで4月から新たな地で新生活を始められる方も多いと思いますが、引っ越しで賃貸住宅やアパートを退去する際には「クロスの張り替えなどの費用を請求された」「敷金が返還されない」といった敷金をめぐるとのトラブルも多くなるので注意が必要です。

### ■敷金とは？

家賃の滞納や、建物を傷つけたり壊したりして賠償の義務があるときに、それを担保する目的で家主に預けているものです。正当な理由がなければ全額が返還されるべきものです。

### ■原状回復とは？

一般の賃貸住宅の契約には、必ず借り主に対し退去時の「原状回復義務」が定められています。原状回復義務といっても、借り主が借りた当時の状態に戻すことではありません。建物の価値は時間の経過により減少するものですし、普通の住み方、使い方をしていればそのまま返せばいいのです。しかし使い方が良くなかったために生じた損耗に関しては借り主が費用を負担する必要があります。



### ■アドバイス

- ・契約書をよく確認し、退去時の原状回復の負担について理解しておきましょう
- ・退去時はこちらの入居時にも、賃貸人・賃借人双方が立ち会い、部屋の状況を確認し記録を残しておきましょう

消費生活相談窓口は広域連携をしていますので近隣市町でも相談可能です。

詳しくは相談のページをご覧ください。

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 商工観光課  
☎37-0107

## 住まいの便利屋

屋根・外壁塗装から  
リフォームまで

小さなことでもお気軽に!

住まいの事なら何でも  
お気軽に  
ご相談ください!

クーポン券 進呈中!

不用品買取・処分

水もれ・つまり・温水器修理

建具・サッシ修理・害鳥

害虫駆除・ペット出入口

外壁の青コケ防止など

省エネ・介護リフォーム申請 URL: <http://www.cohshin.com>

検索

光信メンテナンス

神埼町竹2050-1

☎090-3323-7579

## こども英語教室生徒募集中!!

- ・0歳～中学生まで
- ・少人数クラス(6名まで)
- ・お月謝3000円～
- ・英検、文法クラスもあります

無料体験レッスン随時受付中

詳しくはお電話・メールにてお問い合わせ下さい。

★夏休み短期ホームステイ参加者募集中★  
(英語教室の生徒以外でも参加できます)



I ♥ English 英語教室 講師・福田早苗

〒842-0003 神埼町本郷2616-6

☎080-3906-6150 ✉the-fabulous-girl@softbank.ne.jp

# 神崎市子育て支援センターだより



市では「神崎市子育て支援センター事業」を通じ、子育て支援、遊びの場の提供、育児相談などに取り組んでいます。神崎市内にお住まいの子育て中の親子であればどなたでも参加できます。(対象児：生後6ヶ月からの未就園児)

## \* ひだまりの会 \*

と き		対象年齢	内 容	と ころ	申込締切日
4月	5日(木)	全年齢児	親子ふれあい遊び	千代田町保健センター	参加を希望される方は必ず3日前までにお申し込みください。 ※電話可 月～金曜日(祝日を除く)
	12日(木)		大きくなったかな		
	19日(木)		お散歩へ行こう		
	26日(木)		かわいい手形		
5月	2日(水)	2歳以上児	こいのぼり製作	高取山公園	9:00～16:00
	10日(木)		公園へ行こう		



**＊ふれあい遊び＊**  
4月5日(木)は、今年度、第1回のひだまりの会です。新しいお友達も遊びに来てください。

**＊大きくなったかな＊**  
4月12日(木)は、身長・体重測定をします。興味ある方は、ぜひ参加してください。

**＊かわいい手形＊**  
4月26日(木)は、スタンプで手形を取ってかわいいカードを作りませんか？汚れてもいい服装で来てください。

**お散歩へ行こう**

4月19日(木)は、春の風を感じながらお散歩をしましょう。千代田町保健センターをスタートしてお散歩します。歩けない子どもさんはバギー車を持って来て下さい。帽子、着替え、お茶なども持って来て下さい。雨天時は、保健センター内でお遊び会をします。

2月2日節分  
ひだまりの会

《子育て相談》  
子育てについて迷ったり・・・誰でもありますよね。電話や窓口などで受け付けています。どなたでも気軽にご相談ください。  
○とき 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00

◎問い合わせ先  
神崎市子育て支援センター  
(千代田町保健センター内)  
☎44-4908

## ○家庭・学校支援チーム「ほっとサロン」

※お友だちやお子さんと一緒に、気軽にお立ち寄りください。

と き		と ころ
4月	19日(木) 10:00～12:00	『あすはきつと・・・』の会 神崎市中央公民館 2階 和室研修室
	26日(木) 10:00～15:00	『ほっとサロン』 神崎市中央公民館 1階 和室研修室

新学期を迎えて親も子も緊張の連続…。ちょっと一息入れませんか？

「あすはきつと・・・」の会とは？  
一人で悩まないでいっしょに考える場です。



「ほっとサロン」とは？  
子育てに関わる人たちが自由に集いおしゃべりする場です。

◎問い合わせ先 家庭・学校支援チーム(神崎市教育委員会 社会教育課内) ☎44-2731

## 安心してくつろげる施設に

### 老人憩の家建替検討委員会から報告

神埼町老人憩の家の建替にあたり、建替検討委員会（宮島清 委員長）から検討事項についての報告書が提出されました。

現在の施設は建築から40年が経過し、雨漏りや柱の傾斜など老朽化が進んでいます。委員会では、高齢者がより使いやすく、また市民が広く利用できるよう、施設の機能や規模、建替場所などの検討が重ねられ、報告が行われました。



## 木のぬくもりが溢れた保育園が完成

### 西郷保育園 新園舎落成式

老朽化のため改築が進められていた市立西郷保育園の新園舎が完成し、2月25日に落成式が行われました。



工事経過報告や感謝状の贈呈が行われた後、年長組の園児たちが音楽に合わせてダンスを披露し、式典に花を添えました。

新園舎は地元産の木材を使用し、自然の風と光を十分に取入れた明るく温かな保育室を備えています。様々な行事に利用できる子育てサロン室も設けられ、親子のふれあいや地域との交流の中で園児たちの新しい生活が始まります。

## 貴重な史跡との共存を

### 史跡姉川城跡保存管理計画策定委員会 開催

2月23日、「姉川城跡」の保存管理計画策定委員会が開催されました。



「姉川城跡」は、平成22年2月22日に国史跡の指定を受けました。この委員会では、史跡を保護し活用するために、その基本となる保存管理の方策や史跡の将来像などを策定することを目的としています。

委員会は、佐賀大学宮島敬一教授を委員長、姉川下分柳川和政区長を副委員長とし、金田章裕 人間文化研究機構長、西谷正 九州歴史資料館館長、大串浩一郎 佐賀大学教授、木塚厚孝 姉川上分副区長の各分野の有識者と地元代表者の6人で構成し、文化庁記念物課の三宅克広文化財調査官や佐賀県教育委員会の五島昌也係長にアドバイザーとして出席いただきました。今回は、保存管理計画を策定する上で基本となる、「姉川城跡」の価値や構成要素の整理、保存管理に関する問題・課題の整理について協議し、指導・助言を受けました。

この保存管理計画の策定は平成23・24年度の2カ年で行います。史跡指定地内には多数の民家や農地があり、史跡の中で住民の皆様が生活を続けていただけるような、遺跡の保護と住民の暮らしが共存する、「史跡姉川城跡」という、全国的にも稀な保存管理計画の作成を目指しています。



## 限定販売の菱焼酎 当選者が決定

### 菱焼酎原酒55本限定販売 抽選会

3町村合併5周年を記念して取り組んだ神埼産和菱による菱焼酎の限定販売者を決める抽選会を行いました。

応募者85人の中から、55の方が選ばれました。当選された方には、販売期日と場所を返信用はがきでお知らせしました。

今年も神埼ブランドの焼酎作りに取り組みますので、よろしくお祈りします。

